平成26年度第2回岩手県子ども・子育て会議

日時:平成26年9月24日(水)

10:00~11:30

場所: 岩手県水産会館 5 階 大会議室

1 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 ただいまから平成26年度第2回岩手県子ど も・子育て会議を開会いたします。

私は、子ども・子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日ご出席いただいております委員の皆様でございますが、委員総数 26名のうち19名にご参会いただいております。過半数に達しておりますので、会議 が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開となっておりますので、ご了承いただくようお願いいた します。

2 あいさつ

○高橋少子化・子育て支援担当課長 まず、開会に当たりまして、根子保健福祉部 長からご挨拶申し上げます。

○根子保健福祉部長 皆様、おはようございます。県の保健福祉部長の根子でございます。委員の皆様にはお忙しい中、岩手子ども・子育て会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから本県の子ども・子育て支援推進について格別のご理解、御協力いただき、感謝を申し上げたいと思います。

さて、子ども・子育て支援新制度の準備として、市町村では9月議会に地域型保育事業の認可基準等の各種基準条例の提案が行われているところでございます。10月以降、事業所の認可や施設型給付等の支給対象となる施設の確認事務等が始まるほか事業者や住民への周知など、来年4月の新制度の施行に向けて作業が本格化してまいります。また、幼稚園、保育所でも来年4月入園児の募集の準備が進められているところでございます。

県としては、これまで県の広報媒体を活用した制度の周知、市町村の説明会、意見交換などを通じまして制度の円滑な施行に向けて取り組んできたところでございます。今後も市町村等からの相談に個別に対応するほか、市町村と一体となって事業者や住民への周知に一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

前回の本会議では、主に新たないわて子どもプランの方針等についてご協議いただきました。その会議以降、支援計画部会、子ども育成部会をそれぞれ開催いたしまして、後ほど部会長さんからも報告がありますが、支援計画部会では県子ども・子育て支援事業支援計画(案)について、子ども育成部会では「いわての子どもを健やかに育む条例(仮称)」の骨子についてご協議をいただいております。

本日は、主に来年度を初年度とする新たな「いわて子どもプラン(案)」についてご協議いただきたいと存じます。詳しくは、後ほど事務局から説明いたしますが、主な改正事項といたしましては、前回の会議でご意見をいただきました東日本大震災津波発生に伴う支援、県子ども・子育て支援事業支援計画の反映、いわての子どもを健やかに育む条例(仮称)の制定に伴う整合性などに配慮した内容等を追加しております。

委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の 挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 本日の出席者につきまして、資料2枚目の委員名簿をご覧ください。ご紹介につきましては、本日は昨年度から4回目となりますので、省略をさせていただきまして、委員名簿によるご紹介とさせていただきます。なお、代理でご出席いただいております小学生保護者から上から3段目でございます、岩手県PTA連合会副会長の鏑洋高様が代理でご出席いただいております。よろしくお願いいたします。また、本日は各部局の施策を盛り込みましたいわて子どもプラン(仮称)(案)が議題となっておりますので、事務局後方に各部局から関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

3 報 告

「支援計画部会」及び「こども育成部会」の会議概要について

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、早速ですが、次第の3、報告に入 らせていただきます。

条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。 ○遠山宜哉会長 遠山でございます。それでは、次第の3の報告ということでござ います。「支援計画部会」及び「子ども育成部会」の会議概要についてということでご報告いただきたいと思います。

まず、支援計画部会のほうから、大塚会長、ご報告お願いします。

○大塚健樹支援計画部会長 おはようございます。支援計画部会長の大塚といいます。資料1をご覧ください。申しわけございませんが、座ってご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

会議は、そこにございますように、9月12日午後から行われまして、議事内容といたしましては本日の議題と関連いたしておりますけれども、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(案)ということで事務局のほうから丁寧なご説明をいただきまして、質疑に入らせていただきました。

質疑の主な点は(1)から(5)になります。市町村の量の見込み確保方策の数値は出せないのかと現在の状況について質問がされました。現在精査しているということで、10月1日までには基礎資料を国のほうに求められているといったようなご回答をいただきました。

幼保連携型認定こども園の手続の簡素化は今後も続くのかと、こういったような ご質問ありまして、事務局のほうから恐らく計画期間終了後も続くものというご回 答をいただきました。

放課後児童クラブは、市町村でも情報が十分でなく、小学校や保育所等も連携されていない実態があるのではないかといったような委員のほうからのご質問がありまして、小学校や放課後児童クラブとの連携は必要であり、今後も内部で検討していくといったような前向きな回答をいただいております。

計画の具体策は記載されるのかというような具体的なものについてはどうなのだろうというような質問ありましたけれども、当計画は国の指針に基づき、計画に記載すべき事項が定められていると、具体策については、子どもプランに盛り込めるか今後精査しながら検討させていただきたいということでした。

最後に、事業に従事する者の研修について、支援があるのかといったようなご質問がありました。放課後児童支援員等、県が行う研修もあるし、岩手県が実施すると記載していただけないといったような要望に近い質問がございました。研修の実施主体を整理し、文言は整理して、精査していくというご報告をいただいております。

以上でございます。

○遠山宜哉会長 ご質問はもう一つ報告いただいてから受け付けます。

続きまして、子ども育成部会の会議概要につきまして米田会長さんからご報告お願いします。

○米田ハツエ子ども育成部会長 部会の会長を務めております米田です。どうぞよ ろしくお願いいたします。座ってご報告申し上げます。

会議につきましては、ご覧のとおりの日時で、ご覧の出席者で開催をしてございます。

議事内容につきましては、「いわての子どもを健やかに育む条例(仮称)の検討について」を議題として、意見交換等を行いました。事務局から、資料に基づいていわての子どもを健やかに育む条例(仮称)の骨子案について説明を受けております。そして、4つの論点について意見交換を実施いたしました。主な意見等は次のとおりでございました。

1つ、条例において規定する役割等の主体の類型について、子ども・子育て支援 団体や学校等の内容をわかりやすくしていただきたいというご意見がございました。

2番目として、各主体の役割について、学校等の役割として、もう少し踏み込ん だ表現にしてはいかがでしょうかということと他の主体と同様、施策への協力に努 めることを追加していただきたいというご意見がございました。

3番、条例における基本的施策について、若者への支援については結婚支援と就 労支援がわかるような表現が必要ではないでしょうかというご意見でございまし た。

4番として、条例骨子案におけるその他の項目については、条例は子どもが幸せ になるものとしていく必要があり、県民の中には子どもも含まれるという考え方で 進めていただきたいというご意見がございました。

今後のスケジュールに関しては、下に書いてあるとおりでございますので、以上 ご報告申し上げます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございました。2つの部会から9月に行われた第2回の会議の概要につきましてご報告をいただきました。委員皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

はい。

- ○豊巻浩也委員 2つ目にご報告があった資料2のほうの質問でありますが、これは今後の進め方という点で事務局に質問致しますます。資料2の一番下に今後のスケジュールという表記で、条例案の問題があるのですが、今パブリックコメントを実施中ということで資料にあるわけですが、その資料について質問です。
- ○遠山宜哉会長 スケジュールはどうなったかということについて事務局にご質問ということですか。
- ○豊巻浩也委員 9月にはパブリックコメントをやっているわけで、2月に提案して来年の4月から施行という予定のようですが、条例案ではそのものがどれなのかという質問であります。資料2は、追加資料として配付されているいわての子どもを健やかに育む条例(仮称)についてという資料と、いわての子どもを健やかに育む条例(仮称)骨子案という2種類あるのですが、条例の様式をなしていない。私の認識では1条とか2条とか、そういった形が条例だというふうに思うのですが、今はこの2つの資料が手元にあるわけですが、条例をどのようにつくっていくのかと、条例そのものはパブリックコメントに付さないのかどうか、それをお聞きします。
- ○遠山宜哉会長 お願いします。
- ○南子ども子育て支援課総括課長 ただいまのいわての子どもを健やかに育む条 例の条例案の内容はというお話でございます。

実は県が行うパブリックコメントの方向につきましてもいろんなパターンがございまして、ただいま委員からご指摘ありましたように条例本体そのものを付してご意見賜った、あるいは条例の骨子、内容を要旨をまとめた形でパブリックコメントを行うとかいろんなパターンがございます。そして、現在は私ども事務局におきましては条文、内容については現在精査をしている段階でありまして、まずは骨子という形で条例の基本的な構成、そしてその内容といったものを要旨としてまとめてございます。これをもって部会のほうにお諮りをし、そして県民の方々のご意見をいただくそういうパブリックコメントの形に付したものでございます。今後パブリックコメントの意見等を踏まえながら、改めて条例を内容としては具体化したものをもって部会、そして親会議のほうにお諮りをしながら、そして最終的には地域説明会等を踏まえて県民の方々にも意見をいただいていくといった機会をもって

まりたいと考えております。

- ○遠山宜哉会長 はい。
- ○豊巻浩也委員 進め方については理解いたしました。内容について、資料2の部分を更に質問いたします。部会の中で9月10日に行われた部会の中で幾つかの意見が出たということで、4つの論点が記載されて、先ほど部会長さんからご説明いただきました。そのような内容については、今パブリックコメントに記載されている中身からいくとかなり踏み込んだ意見というふうに思います。私は踏み込んだ意見のほうが県民に実態もわかりやすいし、具体の議論として上がってくるので、部会内部の議論を生かしてほしいという願いで質問しているわけですが、このような意見交換については、具体化されていくのかとうかということについて、その部会の位置づけとパブリックコメント及び条例案のつくり方を事務局は今後どう考えているかの質問であります。
- ○遠山宜哉会長 事務局、お願いします。
- ○南子ども子育て支援課総括課長 パブリックコメントを行う上での部会の位置 づけあるいは意見の反映等についてというものでございます。基本的にはパブリックコメントは現在骨子をもとにした形で県民の意見を伺っていること、そしてまた、部会のほうは、ご意見を踏まえて、それを条例案に反映させるという形で、部会の意見は当然条例の成文化する際には意見を踏まえたものにしていく。したがって、県民の声の1つとしての部会のご意見をいただきながら条例に反映させていきます。一方、県民の方々からいただいたご意見はご意見として条例に反映させるようそういうふうな同時並行型に条例のほうに反映させていくというものでございます。
- ○遠山宜哉会長 進め方、手続について確認いただきました。よろしゅうございますか。

「はい」の声

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。2つの部会のご報告につきましてご質問、ご意見 ございませんか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、先に進めさせていただきます。

4 協議

いわて子どもプラン(仮称)(案)について

○遠山宜哉会長 報告が終わりですので、4番の協議ということで進めます。いわて子どもプラン(仮称)(案)についてということで、事務局からご説明お願いいたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 子ども子育て支援課総括課長の南でございます。私のほうからいわて子どもプラン(仮称)(案)についてご説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、資料3、1枚ものでございます。新いわて子どもプラン(仮称)の策定の 考え方であります。資料3をご覧いただきます。

まず、1の新プランの概要、これについては前回の会議でもご説明申し上げましたが、改めて押さえていただいて、プランの性格づけをここに記載をしたものです。

まず1点目として、いわて県民計画の領域別実施計画であるという性格、2点目といたしまして次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画であるという性格、3点目といたしまして、来年4月に施行される子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画としての性格、4点目といたしまして母子及び寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等自立促進計画としての性格、さらに米印にございますように子ども育成部会で検討しております先ほどの新たな条例、仮称でありますが、いわての子どもを健やかに育む条例に基づく基本計画としても位置づけるものでありまして、新プランにおきましてはこれら5つの性格をあわせ持つものとして作成をしていくものであります。なお、新プランは本体の計画のほかに(3)の支援事業支援計画及び(4)のひとり親家庭等自立促進計画が附属しておりまして、これら3つの部門から成り立っているものでありまして、本日は新プランの本体計画について私のほうから、(3)及び(4)の計画につきましてはそれぞれ担当課長のほうからご説明を申し上げます。

2の計画期間でありますが、27年度から31年度までの5年間。

3の基本方針でありますが、プランの根拠となりますいわて県民計画及び次世代 育成支援対策推進法の内容が前回策定時と変更がございませんことから基本的に 現行プランの作成方針を継承するとともに、新たな要素となります子ども・子育て 支援事業支援計画等の内容を反映していきたいということであります。

(2)の主な改定事項であります。今回の見直しに当たりましては、まず1点目、前回の当会議におきましてご意見を頂戴しておりました東日本大震災津波の発生に伴う支援等を反映したと。第2点目といたしまして、来年4月から施行される子ども・子育て支援新制度による支援を反映したこと。

第3点目といたしまして、県の子ども・子育て支援事業支援計画の内容を反映し d したこと。

4点目といたしまして、現在国においては児童養護施設等の養育環境をもっと家 庭的な環境に整備していく方針でありますことから、その内容を反映したこと。

5点目といたしまして、新しい条例であるいわての子どもを健やかに育む条例の 内容と整合を図ると。

6点目といたしまして、先般の保育所の園外行事の死亡事故を踏まえ、改めて事故防止の徹底について追加したこと。

以上になります。

続きまして、新プランの内容についてご説明申し上げたいと思います。資料 3-1 をご覧ください。まず、表紙をおめくりいただきますと目次がございます。目次のところにプラン本体は第 I 章総論、第 II 章各論、第 II 章計画の推進の 3 章から構成されております。そのうち第 I 章の総論編につきましては、その前に資料 3-0 、A4 横でありますがここにようやくを記載しておりますが、資料 3-0 をご覧いただきたいと思います。まず、資料の左側であります。子どもと家庭をめぐる状況ということで、本県の現状が記載してございます。 1 として、少子化の動向といたしまして合計特殊出生率の低下と、近年横ばい傾向に関するデータをお示ししたものでございます。

2点目といたしまして、結婚を取り巻く状況といたしまして、未婚化、晩婚化の 進行傾向を平均初婚年齢の上昇に関するデータでお示ししたものでございます。

3点目といたしまして、子育て家庭の状況として核家族化の進行を世帯規模の縮 小に関するデータでお示ししたものでございます。

4点目といたしまして、東日本大震災津波による被災状況として、被災孤児及び 遺児の状況、並びに被災児童福祉施設の復旧状況に関するデータをお示しさせ て。その右側真ん中、計画の性格及びその左下、計画の期間でありますが、これについては先ほどご説明したとおりであります。その右、計画の策定方針及び3つの重視する視点でありますが、これもプランの根拠となりますいわて県民計画及び次世代育成支援対策推進法の内容に変更がないことから現行計画と同様としているものです。

一番下の策定スケジュールにつきましては、後ほど資料 5 でご説明申し上げます。 それでは、早速資料 3 − 1 の22ページをお開き願います。第 II 章各論でございます。この中で、見直し対象につきましては、見え消しにするとともに、追加は朱書きのほか、子ども・子育て支援事業支援計画に関する部分は青書きといたしておりますので、あらかじめご了承ください。ボリュームがございますので、見直しの主なものについてご説明申し上げます。

まず第1、施策の具体的推進、若者が家庭や子育てに希望を持てる環境づくり。(1)、若者の豊かな心づくり、ここにつきましては文言の整理でございます。

23ページでございますが、(2)の若者の就労や交流活動の促進の課題等の箱囲みの部分でございます。震災復興事業等による有効求人倍率の動きの見直しをしたほか、文言の整理をいたしてございます。

その下、施策推進方向。若者の交流活動を促進しますという下の丸の3つ目、一番下の丸で、ここは新たな条例の基本的施策であります若者への支援の内容や結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援の内容を反映したものでございます。

続きまして、25ページ、(3)、男女がともに子育てをする意識の醸成であります。施策の推進方向の男女がともに子育てをする意識を醸成しますの丸の2つ目であります。イクメンハンドブックは、今年度の県の新規事業であります地域少子化対策推進事業のイクメン発掘活用事業によって作成するもので、これを活用した男性の育児参加の実施計画を図ろうとするものでございます。

丸の4つ目、環境生活部の事業でありますいわて家庭の日県民運動につきまして、子育ての意識啓発を図ろうとするものであります。

次のページ、26ページ、2の子育て家庭の支援の(1)のみんなで子育てを支援 する地域づくりで、施策の推進方向の地域の子育て支援活動の充実を図りますの部 分ありますが、この丸の1つ目、文言の整理であります。

丸の5つ目の朱書きは、子ども・子育て支援新制度における地域の子育て支援の

趣旨を記載したものでございます。

続きまして、27ページをお開きください。子育てにやさしいまちづくりを推進しますの最後の丸でありますが、バリアフリーにより多様な世帯に対応した整備を行い、子育てや子どもの成長に適した公営住宅の居住水準の向上に努めるものであります。

その下の子ども交通事故や犯罪等から守りますは、チャイルドシートの着用促進 を図るほか、地域における自主的な見守り活動、青色回転灯装着車両によるパトロ ールなど促進するための情報提供について記載をしております。

また、学校、PTAと連携いたしまして、不審者対応訓練や防犯教室を実施する ほか、コンビニエンスストアを初めとする「子ども110番の家」の充等に努めると ともに被害を受けた子どもの心のケアのためのカウンセリングなどの支援を行お うとするものであります。

ちょっと飛びまして、32ページお開き願います。 (3)、親と子の健康づくりの 充実でありますが、施策の推進方法の見出しの部分、切れ目のない妊産婦・乳幼児 への保健対策と子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します と、33ページの学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を推進しますの、この 見出し部分の見直しは国の母子保健計画であります、すこやか親子21に対応したも のであります。

32ページの中ほどの丸でありますが、HTLV-1母子感染症対策の部分であります。これは、成人T細胞白血病、こういった重篤な疾病を発症する原因となりますので、HTLV-1の母子感染を防ぐ体制整備に努めるものであります。

33ページをお開き願います。丸の1つ目、一番上であります。来年4月から制度 改正が行われます小児慢性特定疾患、研究事業の利用普及等に努めるものでござい ます。

丸の3つ目でありますが、放置すると知的障害などの症状を来す恐れのあります 先天性代謝異常を早期発見のための検査体制の整備を行おうとするものでござい ます。

次の見出し部分、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策でありますが、丸の2つ目で、思春期の男女に対する相談、情報提供の内容といたしまして、本県の特殊事情であります自殺対策の項目を追加したものでございます。

最後の、障がい児支援を推進しますの丸の2つ目でありますが、障がい児が集団 生活に適応するための支援に関する普及啓発を行おうとするものであります。

続きまして、飛んで36ページをお開きください。 (4) の保育サービスの充実についてであります。先ほど冒頭申し上げましたように、この青書き部分は、この後ご説明申し上げます県の子ども・子育て支援事業支援計画から引用いたしているものであります。施策の基本方向の新制度における市町村の保育サービスの充実促進のところでは、市町村は支援事業支援計画を策定して、計画的な施設整備やサービスの向上に努めること、また県は支援事業支援計画を策定し、市町村の支援に努めるなどを記載したものであります。

36ページの下から37ページにかけての見出し部分でございますが、これは県の支援事業支援計画の内容に準拠したものであります。36ページでは、新制度においての認定こども園の普及促進に努めるほか、37ページの見出し部分の、実施者、従事者の確保及び資質の向上では、昨年10月に設置いたしました保育士・保育所支援センターの活用によりまして、保育士確保に努めるとともに保育士等の研修の実施により資質の向上に努めると。中ほどの見出しであります、保育所における事故防止の徹底は、先ほど申し上げましたように先般の保育所行事として行われた川遊びにおける死亡事故を踏まえ、このような事故を二度起こしてはならないという思いを込め、事故防止の徹底について追加をしたものです。

最後の放課後の健全育成を推進でありますが、国の放課後子どもプランに基づきまして、福祉と教育部門の連携を一層図りながら計画的な実施について記載しているものであります。

次に、38ページをお開き願います。(5)の子育でにやさしい職場環境づくりであります。施策の推進方向の、仕事と生活の調和のための機運醸成でありますが、県の関係部局との連携はもとより、国の機関との連携も一層図っていく等を示したものであります。

また、出産・育児に関する労働関係法令の周知を図るとともに、セミナーの開催 のほか企業訪問を通じてニーズ把握を行おうとするものであります。

39ページをお開きください。仕事と子育ての両立のための基盤整備でありますが、保育所運営費に対する財政支援を初め認定こども園などの施設整備への支援に努める、また子ども・子育て支援新制度における小規模保育事業などの地域型保育

事業や放課後児童クラブを初めとする地域子ども・子育て支援事業への支援により、子ども・子育て支援の充実に努めることを期待したものであります。

次に、41ページでございます。(7)、ひとり親家庭等への支援の充実でありますが、これは先ほど申し上げました、この後の補足として出てまいりますひとり親家庭の自立促進計画を本体計画の中に要約をして記載したものでございます。まず、施策の推進方向の相談機能の充実でありますが、今般母子及び寡婦福祉法が改正をされまして、法律名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法となりまして、新たに父子世帯に対する施策が充実されたことに伴い、これまでの母子自立支援員を母子父子自立支援員に改め、相談機能の充実などに努めようとするものであります。

下のほうでありますが、養育費確保を促進しますの項目は、弁護士による法律相談のほか、厚生労働省との連携によりきめ細やかな相談支援に努めるものであります。

一番下の経済的支援の充実でありますが、法律改正によりまして、新たに母子父 子寡婦資金貸付制度が創設されたことを記載したものでございます。

42ページをお開き願います。(8)、被災した保育施設の復旧と保育サービス確保でありますが、これは東日本大震災津波に伴う支援策として新規に項目を追加したものでございます。まず、目指す姿といたしまして、被災地の子どもに安定した保育サービスの提供がなされていることを掲げてございます。

課題といたしましては、施設復旧に対する計画的な支援と適切な保育のための情報提供が必要であるとともに保育料の負担軽減の必要性を挙げています。

このため、施策の推進方法といたしまして保育料の減免支援のほか、被災した保育施設の早期復旧に向けた支援、さらには被災児童の養育者等に対する保育支援研修会の実施などに努めることとしているものでございます。

続いて、43ページをお開きください。3の子どもの健全育成の推進で(1)の地域における健全育成活動の推進であります。一番下の丸の部分は、次のページにございますが、その内容を見直して、精査をしたものでございます。

44ページをお開きください。44ページの丸の3つ目であります。有害図書類の排除、インターネットの適切な利用等に向けた啓発活動に努めるものであります。

44ページの下で(2)、岩手の食育の推進の目指す姿の表現内容を見直したものでございます。

45ページでございます。課題等の箱書きによる部分で、課題は近年の食をめぐる 問題等の内容に応じて表現を見直したものでございます。

その下の施策の推進方向、子どもたちへの食育の普及の部分でありますが、将来の生活習慣病の予防に関する啓発のほか、子どもたちの本県農林水産業の理解促進 と食事に対する感謝の心のはぐくみについて記載をしたものでございます。

46ページをお開きください。(3)、児童虐待防止対策の充実であります。課題等、箱書きの部分でありますが、県の児童虐待防止アクションプランの内容に準じて見直しを図ったものであります。

施策の推進方向は、県の子ども・子育て支援事業の支援計画内容に準拠して追加をいたしたものでございます。具体的には関係機関との連携、妊娠期からの相談支援のほか、児童虐待防止法に基づく県民が虐待を発見した場合の通告義務などについて追加いたしたものであります。

47ページをお開きください。(4)、社会的養護体制の充実であります。これも 県の支援事業支援計画に基づく新規項目として追加をいたしたものであります。

課題等の箱囲みでありますが、社会的養護の必要とする子どもたちができる限り 家庭的な療育環境により行われる必要があることを掲げております。

施策の推進方向の社会的養護体制の充実につきましては、現在県で策定をいたしております岩手県社会的養護推進計画に基づき児童養護施設等の小規模化等を図ることといたします。

また、2つ目の丸でありますが、児童養護施設等の退所児童の就労等の自立支援 に向けた施策の充実に努めることを記載したものでございます。

48ページでございます。丸の2つ目であります。子どもの権利擁護の強化についてでありますが、これは新しい条例における基本理念にある子どもの権利等の尊重、これとの整合性を図ったものでございます。

丸の3つ目、施設に入所している児童に対して虐待があった場合の対応について 記載したものでございます。

49ページでございます。(6)の魅力ある社会教育の推進でありますが、丸の3つ目、子どもが本に親しむ環境づくりの推進と読書活動を通じた社会活動の促進に努めることを記載したものです。

50ページをお開き願います。(7)、被災児童に対する支援の推進であります。こ

れも東日本大震災津波に伴う支援策として新規に項目を追加したものであります。 目指す姿といたしましては、被災児童が成長に寄り添った支援を受けながら安心 した生活を送れることを掲げてございます。

また、課題等といたしましては、被災した児童に対する心のケアや遊びや学習環境の整備等の必要性を挙げたものでございます。そのため、施策の実施方法といたしまして、昨年5月に矢巾町に設置いたしましたいわてこどもケアセンターによる心のケアのほか、遊びの場の提供、いわての学び希望基金を活用した給付金や奨学金の支給に努めるものであります。さらに、被災孤児を養育する里親さんへの心理面のケアあるいは震災によりひとり親家庭となった世帯での相談体制の充実などに努めるものでございます。

続いて、52ページをお開きください。県施策の評価の参考とする主な指標項目でありますが、基本的には現在の指標を基本としつつ、今後目標値を策定した上で、設定した上でいわて県民計画のアクションプランの策定時にそれとの整合性を図ることとしているものでございます。

56ページをお開き願います。第Ⅲ章、計画の推進であります。ここの部分についても、基本的には現行のプランと同様にしていただきたいというふうに考えております。

それでは、続きまして、本体計画に附属いたしますひとり親家庭の自立促進計画 の担当課長のほうからご説明を申し上げます。

○小野寺主幹兼子ども家庭担当課長 子ども子育て支援課、小野寺と申します。よ ろしくお願いします。済みませんが、座ったまま説明させていただきます。

私のほうからは資料 3 — 2 でございます。新・岩手県ひとり親家庭等自立促進計画素案の概要ということでご説明いたしますが、まずこの経過でございますけれども、母子家庭、父子家庭、寡婦の自立あるいは生活の安定を図るということを目的にしまして、総合的、計画的に実施するための計画ということで、第1期計画を平成17から21、第期次計画が22年からことしの26年、今回第3期計画ということで来年以降の計画を策定するというものでございます。計画の位置づけでございますけれども、母子及び父子並びに寡婦福祉法32条に基づく自立促進計画、それとあわせまして次世代育成支援対策推進法第9条に基づく県の行動計画である、先ほどご説明しましたいわて子どもプランの一部を構成する計画ということになってござい

ます。

計画の目的でございます。冒頭申し上げましたとおり、子どもの健やかな成長の 支援と自立を支援するきめ細やかな福祉サービスの展開を基本理念として、今後さ らに効果的な支援策を総合的に推進するということによりまして、将来にわたりひ とり親等が安心して暮らすことができる社会づくりを目指すというものでござい ます。

計画期間は27から31までの5年間。

目指す姿ということで、取り組み施策ということを6本の柱としてございます。1、2、3、4、5それぞれ、これは前回までもこういった構成をしておりまして、今回は震災を踏まえまして、新たに6番として被災遺児家庭の支援ということで、いきいきと充実した生活が送れますということを加えております。

それで、現在の計画の評価についてご説明いたしますが、別冊のほうの14ページをちょっとお開きください。別冊の14ページ、これが現在の計画の取組の評価というところでございます。先ほど取り組み施策の6本の柱ということでご説明しましたが、現在は5本の柱になってございます。(1)、(5)まで、こういったような格好でさまざまな取り組みを行ってきたというところでございます。しかしながらということで、(1)でございますけれども、就業・子育て支援サービス等各種施策の周知が十分ではない、利用状況も低いという状況です。

- (2) として、養育費につきましては、取り決めがされておらず、受給していない場合が多い状況だと。
- (3)としまして、依然として子育ての非正規雇用率が高い、また内陸部と沿岸部を比較すると沿岸部のほうが就労収入が低い。
- (4) としまして、経済的なことで悩んでいるひとり親家庭が多いといったような状況でございます。

このような状況を踏まえまして、各種支援制度あるいは事業の周知方法について 工夫を行う、より効果的な情報発信に努めるということ、それと相談体制の充実に よりましてひとり親家庭等の自立を進める必要があるといったようなことで評価 をしてございます。

これらを踏まえまして、先ほどの資料に戻りますけれども、1枚ものの資料のほうで、今言ったようなことを踏まえまして、今回の計画というものを下のところに

書いていますような格好で計画したいというものでございます。

項目は、1から6までというところでございます。主な現状のところでございますけれども、先ほどご説明しました評価の裏づけといったようなことになりますが、平成25年度ですが、県内の母子世帯の方々を対象にしまして実態調査を行っております。その実態調査の結果等からこういったような現象ということを把握しているものでございます。1の相談機能の充実ですが、公共職業安定所の認知度、これが73.4%、利用度が41.9%、しかしながら母子自立支援員が25.3あるいは日常生活支援事業というものは5%ということで、福祉関係の認知度が低いという状況がございます。それとことしの来月から貸付金等の対象に父子家庭も追加といったような現状がある。このような現状から、主な課題ということで各福祉制度の認知度、利用度が低い。したがって、効果的な情報発信が必要だというところ、それと母子・父子自立支援員が父子家庭の生活相談、養育相談に対応できるよう、こういった支援員の資質の向上が必要だといったようなことになっています。

これらを行いまして、主な施策の方向というところで書いてございますが、二重 丸が現在の計画からの新規というところ、あと一つの丸が一部新規といったような 表現にしてございます。黒ポツが現在の計画そのまま継続というような格好で使っ てございますが、1つ目のひとり親家庭のためのハンドブックの作成・配付、ある いはインターネット等により各種施策や相談機関の周知、これら継続したいという ところ、あと1つ飛びまして、二重丸のところですけれども、個々の家庭の実情に 合わせた相談機能の充実ということで、日中は忙しくて相談できないといったよう なひとり親の方々に対しまして、メール等によりまして柔軟に相談できるような相 談機能の充実を図るといったようなことを進めたいというところでございます。あ とその下の2つのところ、これは今までは母子支援ということで行っておったもの が母子・父子支援ということで名称を変えて研修なり、あるいは家庭訪問による相 談を行うというところでございます。

あと2番目、就業支援対策の充実ですが、母子家庭の就労状況、これは常勤勤労者が45.8%、臨時・パートが37%ということで、就業は厳しい状況だと。したがって、就職につながる資格取得の支援あるいは就労相談窓口、そういったようなものが必要ですというところでございます。それに対しまして、右側の主な施策の方向としまして、丸の1つ目は求人開拓等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事

業の実施、継続でございます。あと二重丸ということで、特に就労関係、専門相談 員というものを配置しまして転職、就職に関するさまざまな情報提供あるいは就職 支援等を行いたいというものでございます。その下は母子自立支援プログラム策定 事業の充実ということで、これには今までは父子は入ってございませんでしたけれ ども、父子もということで一部新規という整理をしてございます。

あとちょっと下がっていただきまして、一番下のところ、これが6の被災遺児家庭の支援というところでございます。これらの現状を踏まえますと、課題としまして、内陸に比べ沿岸の就労収入が低いという傾向、それと震災によりひとり親となった方への児童の養育、健康面で相談支援体制が必要だといったような課題がございます。

これに対応しまして、二重丸になってございますが、いわての学び希望基金という基金がございます。基金から月額2万円ということで被災遺児に支給しているというところ、それとそれに対するさまざまな情報提供等を行うということでございます。あと2つ目の二重丸の専門の相談員による相談、情報提供でございますが、もうこれ既に現在もやってございますけれども、沿岸振興局に遺児家庭支援専門員というものを配置しまして、児童の養育とか健康面、さまざまな相談に対応する、あるいはさまざまな情報提供というものでございます。あと3つ目の被災遺児家庭交流事業の実施ということで、集いのサロンといったようなことで児童あるいは保護者を対象に交流会を行いまして、そういった子供あるいは保護者のこういった不安感を軽減するといったような事業を実施しているというところでございます。

それと先ほどの別冊の部分でございますが、これが計画の素案という格好で今考えているものでございまして、この辺の中身につきましては、目次のところでございますけれども、最初に基本的事項、それと第2としましてひとり親家庭の現状ということで、先ほど申し上げました実態調査等の結果を整理したもの、そして第3としまして、取り組む方向と施策の具体的推進ということで整理してございます。現在の計画の中身の加筆修正した部分については下線を引いてございます。こういったようなところを直したというものでございますので、後でお目通しいただければと思います。

以上です。

○高橋担当課長 それでは、続きまして資料の3-3、岩手県子ども・子育て支援

事業支援計画、こちらの資料をご覧ください。私も失礼ながら、座って説明させて いただきます。

こちらは過日9月12日に計画部会を開催させていただきまして、先ほど大塚会長からご報告いただきました資料そのものでございます。

これにつきましては様々御意見をいただきまして、今後修正を加えていくもので ございますので、よろしくお願いいたします。

めくっていただきまして、目次でございます。これは、国の子ども・子育て支援 法に基づきまして、国が定めた指針というのがございまして、この1から10につき まして県で計画を定めるといったようなことが定められております。そのとおりの 整理でございます。

区域の設定、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期と、認定こども園の普及、実施者、従事者の確保及び資質向上、専門的な知識・技術を要する支援、市町村の区域を超えた調整、教育・保育情報の公表、職業生活と家庭生活の両立、計画期間、計画の点検及び評価、こういった大きな項目によって構成されているということでございます。

資料の2ページ、区域の設定をご覧ください。区域の設定で、区域とはどういったことかということでございまして、県は教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、及びその実施時期を定める単位をいうというふうになっておりますが、(2)のとおり、岩手県におきましては、市町村を1区域として計画を立てていきたいというふうに考えております。したがいまして、県全体で33区域となるということになります。箱書きの中に理由と書いてございます。一部だけご紹介します、4行目ですけれども、多くの市町村では居住市町村の施設を利用しています。広域利用する子どもたちがいるわけなのですけれども、多くの市町村では、その市町村の中の施設を利用していますということが1つ。あとまた、県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となるということで、一番下ですが、市町村におきまして適切な対応ができなくなるおそれがあるということで、複数市町村を1区域にしないで1市町村を1区域とするということでございます。

3ページをご覧ください。これは指針で定めておる2番の項目でございます。この括弧で各年度の量の見込と提供体制、実施時期と要約したものを書かせていただ

いております。先ほどの資料のほうでご覧いただきたいと思います。 2番、各年度 の量の見込と提供体制、実施時期でございます。

(1)、各年度における教育・保育の量の見込み、これは別表のとおりとしますというふうに書いておりまして、別表がついてございません。

続きまして、(2)でございます。実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、こちらも別表のほうにということにしておりまして、また別表がついてございません。

次は3番でございますけれども、認定こども園のこの(1)につきましても県の設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期を別表で書かせていただいて、まだ別表がついていないという状況でございます。これは都道府県が現在市町村の子ども・子育て会議を通じまして、この事業の計画をつくってございます。その中で数字を積み上げていただきまして、それを県のほうにご報告いただいて、県の合計というような形で区域ごとに表示するという内容がございましたので、市町村さんからご報告いただくのが早くて10月最終的に確定するのは11月ぐらいに市町村さんからいただきたいとしています。次の子ども・子育て会議までには報告できるようなかたちにしていきたいという内容でございます。

4ページの3の(2)でございます。幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方ということで、県の認定こども園に対する基本的な考え方ということです。4行目ですけれども、県は幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対してはということでございます。その下の下ですが、必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みますという基本的な考え方を述べてございます。

- (3)ですが、幼稚園教諭と保育士の合同研修、こちらにつきましてはこれまで も県におきまして実施をしてきているところで、この研修の充実に努めるという内 容にしてございます。
- (4)ですが、教育・保育の基本的な考え方及びその推進方策ということであります。基本的考え方につきましては、2行目ですが、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障するという基本的な考え方を示しております。イの推進方策につきましては、多様

な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を実施していくということを推進していくということについて記載してございます。

(5) でございますが、様々な機関との連携について記載するということになっ てございます。1つ目といたしまして、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う 者の連携ということであります。3行目ですが、認定こども園、幼稚園、保育所な ど教育・保育施設と申しますのはこの3種類でございます。子ども・子育て支援に おいて地域の中核的な役割を担った上で地域型保育事業を担う者、これは小規模保 育等を指しております。地域子ども・子育て支援事業を行う者、こちらは例えば放 課後児童クラブを行う者を指してございます。こういったものと連携し、保育の提 供等に関する支援を行うということを述べてございます。「また」以下でございま すが、地域型保育事業、先ほど申し上げました小規模事業等、小規模保育等でござ いますけれども、ゼロから2歳の子供たちを預かることが多いわけですが、この満 3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施 設、認定こども園、幼稚園、保育所の連携を保つようなことを記載してございま す。続いて、イの認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との連携ということで ございます。まずは、小学校との連携・接続についても十分配慮することが必要で ございます。また、小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業、放課後児童ク ラブでございますが、これを利用できるように相互に連携を図るということを書か せていただきました。これは先ほど資料1でご意見いただきましたとおり、放課後 児童クラブと小学校自体の連携もまだ十分でないというようなご意見がありまし て、記載されております。

6ページをご覧ください。4として、実施者・従事者の確保及び資質の向上についてでございます。(1)の中で、1行目の最後ですが県及び事業者は人材の確保に努めますとしております。

3行下がりまして、保育所と潜在保育士のマッチング等を通じ、保育士の確保に 努めます。また、職員給与の改善等処遇改善を図ります。最後の段落ですが、幼保 連携型認定こども園に従事する保育教諭の方の保育士の資格と教諭の免許両方必 要というような形になったので、この改正がございましたので、こちらの資格の取 得促進を行いますということを記載してございます。

(2) につきまして、行う者の見込み数ですが、これも地元の市町村さんの計画

の積み上げということですので、今回は空欄にさせていただいております。

7ページをご覧ください。資質の向上のために講ずる措置ということであります。県が研修を実施します。その上で、3行目ですが、市町村が実施する研修等の支援を行いますとしてございます。こちらにもご意見ございまして、県の研修のことをもう少しはっきりと出していただきたいといったようなご意見ございましたので、対応してまいりたいと思っております。

5の専門的な知識・技術を要する支援でございます。こちらにつきましては、先ほど本体の3-1のいわて子どもプランのほうでご説明をさせていただきましたので、項目のみをご紹介させていただきます。県が用いる専門的な知識をもって市町村と連携をする内容ということで、(1)としまして児童虐待防止対策の充実、こちらにつきましては、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等、そういった各団体での連携を講ずるということであります。アとして、児童相談所の体制の強化、イとしまして市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進、ウとしまして妊婦や子育て家庭の相談体制の整備、エとしまして児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証、こういったことを挙げてございます。

- (2)として、社会的養護体制の充実であります。これは虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応しまして、できる限り家庭的な養育環境で社会的養護が行われることを目指すという内容でございます。具体的には下のほうのアになりますが、里親委託等の推進、めくっていただきまして9ページになります。施設の小規模化及び地域分散化の推進、イとしまして専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、ウとしまして自立支援の充実、それから児童の施設退所後の支援ということでございます。エとしまして、家庭支援及び地域支援の充実、オとしまして子どもの権利擁護の推進、こういった内容を進めてまいります。
- (3) としまして、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、こちらにつきましては先ほど資料3-2でご説明した内容でございます。ひとり親家庭の施策につきまして、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、総合的な自立支援を実施するというものであります。内容につきましては、ア、相談機能の充実、イ、就業支援の推進、ウ、子育て支援・生活支援の推進、エ、養育費の促進、オ、経済的支援

の推進、先ほどご説明しました6つの推進策ということでございます。

(4)としまして、障がい児施策の充実であります。こちらは、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センター、こちらとの連携を図ってまいる取り組み内容となってございます。加えまして、またでございますが、他の医療機関との連携を実施します。その上で、ネットワークの強化を図っていくというものであります。イにつきましては、施設入所サービスの提供体制確保としまして、障害児入所施設の定員数の調整を図ります。また、重症心身障がい児につきましては、県立療育センターが中核となって支援ネットワークの構築を図るというものであります。ウにつきましては、発達障がいへの支援体制の整備になります。また、エの特別支援教育の充実を図ってまいります。

6の市町村の区域を超えた調整でございます。これは、また教育・保育の内容に基づいて手続等について定めるものであります。(1)として、子ども・子育て支援事業計画作成時の調整ということで、市町村は市町村区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には関係市町村と直接調整を行っていただくこととしております。イしまして、その調整が整わないような場合につきましては、県が間に入って調整を行う、その手続を定めたものであります。

(2)でありますが、特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整であります。市町村長は、市町村の区域を越えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設、認定こども園、幼稚園、保育所等でございます。こちらの利用定員を定めようとするとき、変更しようとするときは知事に協議を行うということで、協議を行う手続について定めております。利用定員と申しますのは、施設の認可定員と利用者というのは乖離がある場合がございますので、定員ではなくて、利用定員人数というのを定めて給付を行うということになっていまして、利用人数を定める際の記載でございます。

13ページをお開きください。7としまして、教育・保育情報の公表ということです。県がホームページ通じまして、さまざまな施設、事業の情報を公表するという内容です。

8は、職業生活と家庭生活の両立ということでワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和などの普及啓発に努めるという内容でございます。2つ目、アとイは仕事と子育てを両立するための基盤整備ということで、2行目ですが、保育所等の

施設整備を計画的に進めてまいります。また、3行目の最後ですが、認定こども園への円滑な移行を支援します。

「また」として、3歳未満の待機児童を解消するため、小規模保育事業、先ほど ゼロから2歳児と申し上げました、を初めとする地域型保育事業の活用を実施しま すという内容を記載してございます。

9の計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間で、10につきましては計画の点検及び評価ということで、毎年度各年度におきまして点検、評価し、その結果を公表するとしてございます。また、市町村が計画を見直した場合におきましては、県がその数値の積み上げをしておりますので、必要な場合には適切に見直しを行うという内容にしております。こちらの計画は、先ほど申し上げましたとおり、部会でまた、11月の部会でご議論いただくという前提でご説明をさせていただきます。

資料3-4をご覧ください。これは1回目の7月31日の子ども・子育て会議で概要をご説明した内容であります。左側の新・いわて子どもプラン、こちら第1章、第2章、第3章とございます。また、右側の参考として県子ども・子育て支援事業支援計画、これ1から10までの先ほどの目次の内容、この内容を詳細に書いてございますが、この内容を要約しまして、左側のいわて子どもプランのほうに青字で反映してあるということでございます。また、子どもプランの第2章の2の(7)、ひとり親家庭の支援の充実、こちらも先ほどご説明しましたとおり、別掲ということで、一番下から2段目のところでございますけれども、全文をひとり親家庭等自立促進計画として、子どもプランに含めるというこちでございます。あわせて別掲2としまして、今ご説明申し上げました県子ども・子育て支援事業支援計画を含めまして、今度別掲1、別掲2、あわせて新・いわて子どもプランというような構成にしたいというふうに考えておるものでございます。

最後に、資料4でございます。前回7月31日の第1回会議意見に対する計画の反映状況でございます。主なもので3つほどご紹介してございます。計画策定と財政の関係ということで、財政が伴わないと意味がないのではないかというようなことでございます。これは、国庫補助制度等を活用しながら予算の確保に努めてまいります。また、必要な財源が確保されるよう国に対しても要望してまいりますという形で進めて参ります。

2番の被災についてということで、被災県であり、子どもたちの状況を考慮に入

れた計画にしなくていいのかということでご指摘がございまして、基本方針、基本 方向につきまして追加の記載をしてございます。また、各論の中でも先ほどご紹介 しましたとおり、具体的な支援の内容につきまして記載してございます。

へき地における保育サービスも保護者のニーズがあるのであれば幼稚園、保育所をなくさないようにしてほしいというようなご意見ございました。これは、市町村の計画の中に反映される部分でございますので、市町村のニーズ調査で現在調査をしてございますので、そういった内容も把握してご報告してまいりたいということでございます。

以上が資料の説明であります。

- ○遠山宜哉会長 それでは、資料がたくさんありまして、錯綜しておりますけれども、以上が子ども・子育てプラン(仮称)案のご説明でございました。この中では、プランの第2章、各論の第3というところはありませんけれども、これはよろしいということですね、3-4にもありますけれども、次世代育成支援に対する推進法の数値目標、これは別掲かお願いします。
- ○南子ども子育て支援課総括課長 先ほど資料3-4のほうにありましたが、第3の次世代育成支援対策推進法の数値目標ということで、ここには1として市町村の数値目標、2として県の数値目標と記載してありますが、今般、今の現行の次世代育成支援対策推進法は、本年度末、27年3月までの時限立法ですが、その中では市町村も県もこういう計画を設けるということは義務の計画なのですけれども、来年4月から議員立法でまた新たにその期間が10年延長された次世代育成推進法なのですが、その中では、計画は義務化されておりませんので、市町村での引き続き計画をつくるところとつくらないところが出てまいります。そういう数値目標が出てこないものもありますので、ここでは義務化されていないということで、この第3の数値目標については削除しております。
- ○遠山宜哉会長 この中には盛られないと。
- ○南子ども子育て支援課総括課長 ええ、盛らないというより、第3は削除いたします。
- ○遠山宜哉会長 というわけで3がないようです。 それでは、皆さんからご意見、ご質問等お願いいたします。
- ○千葉寛委員 座ったまま失礼いたします。46ページの虐待防止対策の充実でござ

いますけれども、これの中に子どもの権利ということについて、子どもが学ぶ機会がどういうふうに確保されているのか、またそれをどう伝える機会ががあるのかというふうなところ、どこかのところで記載されているということであれば結構でございますけれども、その辺盛り込んでいただければなというふうに感じております。

それと、次のページの社会的養護体制の充実でございますけれども、今国の施策で施設を小規模化していく、また里親への委託を推進していくということで大きく流れが変わっておりますけれども、里親への支援の充実というのが非常に重要でございまして、里親の活動をより広く一般の県民の方が理解していただけるような、そういった啓発活動というのを充実させていくとなると、里親というのが特別なイメージがまだあるのかなと思っておりますので、その辺払拭していく、そしてそういう活動をやっていかなければならないと思っておりますので、その辺のところを盛り込んでいただきたいなと感じております。

以上でございます。

○遠山官哉会長 はい。

○南子ども子育て支援課総括課長 ただいまご指摘いただきました 2 点のご質問でありますが、1 点目の46ページの児童虐待防止対策の中におきまして、子どもの権利の部分を追加してほしいというご意見でございました。確かに48ページのところに子どもの権利擁護の強化を図るための取り組みを入れてあるわけですが、ここはあくまでも社会的養護体制の充実の中でありますので、ある程度特定された枠の中での権利擁護という部分がありますので、広く県民全体の中での虐待防止の中における子どもの権利、そういったものをきちっと県民に周知徹底していく必要性のご指摘だと思います。ここについては、もう少し内部で検討させていただいて、その内容を踏まえながら児童虐待防止対策の中で子どもの権利の部分を追記できるようにしてまいりたいと思います。

あと2点目の里親さんの社会的養護体制を進めるということで、里親さんに対しての支援というものも重要で、また県民の里親さんに対する理解促進といったものもやはり重要なのだというご指摘でございました。確かに今現在社会的養護体制という、いわゆる施設型の定員、そしてまた地域でのそういうグループホームの定員、そして、里親さんへの委託する子供さん、その割合を1:1:1にしていくという、そういう国の方向性が出ているものであります。当然そうなりますと、今後

里親さんをふやしていかなければならないという状況でございます。そのためには、里親さんというものを県民の方々にもよく知っていただく、そういう取り組みが必要であろうと思っておりますので、ここについては改めて里親支援が、あるいは里親の県民に対する理解促進という観点からその部分をもう少し掘り下げて表現のほうは工夫してまいりたいというふうに考えております。

- ○遠山宜哉会長 ほかにございますか。どうぞ。
- ○両川いずみ委員 プランの中に震災に関する項目をつけていただいたということで喜ばしいことだと思います。ありがとうございます。

それからもう一つ、こういったプランを実際に県民が直接見たときに自分がどこ に関係するかというのが見やすい方法というのを、これはあくまでも県のほうから 示しているものなのですけれども、県民が、では自分の必要とする施策はどこなの だろうと見やすい、工夫が欲しいなと思いまして、例えば里親の充実、それから促 進計画の素案の中で、目次のところに、第4ののところに施策の具体的推進という ところで、例えば22ページになると、これは母子、父子、寡婦ということで、それ らに関するものだよという書き方、これは見やすいと思いますし、それに比べて子 どもプランのほうは全ての子どもたちにかかわることだから、そういうふうな書き 方はできないのかもしれないですけれども、子どもプランのほうで各論の具体的推 進のところのここを見ていますと、表がついています51ページにライフステージ別 の施策の展開というふうにあって、それは結構見やすくて、県民の人たちからすれ ば結構どこに行けばそういう具体的な支援が受けられるのかどうかというところ のガイドがあるとすごくいいなと思うのですが、それは可能なのかどうなのか私も わからないですけれども、そして表の中に、例えば各市の子ども課に行くとか、例 えばそういった地域の中でこういった施設がありますよとか、そこまで書いてある と活用する市民が出てきそうな感じで、県民から見るといいなと思います。

- ○遠山宜哉会長 県民に見やすい工夫。
- ○南子ども子育て支援課総括課長 貴重なご意見ありがとうございます。ただいまのご指摘は、私どもどうしても行政の目線でこういう計画をつくってしまうものですから、いろんな形で県民の方々にどうしてもわかりにくさというものが出てしまうところがあります。そういう意味では、やはり行政の計画であっても、県民目線で、あるいは見やすさというものを追求した形でもう少し工夫ができないかどうか

というご指摘だと思います。この部分につきましては、ちょっと今後内部で検討させていただきたいと存じますが、先ほどの表のような形で計画の中にここに行けばこういう支援が受けられるとかというのは、計画の中に表として示すのがいいのか、あるいはこの計画を県のホームページにPRしていくわけですので、そのホームページのほうから、例えばこういう支援を受けたい方はとか、そういうふうなことで先へ、先へ進む方法がいいのかどうかというのは今後検討させていただきたいと思います。いずれにしてもこの計画をより県民の方々にご理解いただいて、県民総参加の中で子育て支援というものを進めていくといった意味では、県民の皆さん方にわかりやすいものにしていかなければと思っておりますので、今後見やすさというものを改めて工夫をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○遠山宜哉会長 51ページの図は今後調整となっていますが、これはやられるわけですか。
- ○南子ども子育て支援課総括課長 それはやります。
- ○遠山宜哉会長 それをやった上でですね。

それでは、ほかに。

はい。

○坂本洋委員 今回協議をご提示いただいた、子どもプラン、次世代推進法、さらに5年間加味したという、その加味した部分については今度は新制度の部分を加味したということでございます。

先ほど来いろいろご説明いただいて、次世代のいわて子どもプランはうまくできていたなと私は思っておりました。今回この中に、さらに新制度のものを盛り込むということにつきましては、ちょっとこれはもしできればということで意見、要望ということでお聞き取りをいただきたいと思いますけれども、前回のこの子どもプランの時には保育の充実、サービスということについてはかなり項目を設けまして、今回の新法のいわゆる骨子と言われるものについては、特に幼児期における学校教育の充実ということが一つ大きく掲げられていると同時に、量の拡大ということで、それは保育サービスの充実だと思います。に対して、さらに質的向上というふうな形のものが今回の新法の骨子だと私は考えておるわけでございますが、部会のときにもご意見は申し上げたつもりでございますけれども、子どもプランの中の

36ページには保育サービスの充実についてはかなり細かく書いておりました。しかし、学校教育部分につきましては48ページの部分に、いわゆる生きる力を育む学校教育の推進というところがございますが、この中にもしできれば幼児期の学校教育の充実の部分の文言を置いていただくことがよろしいのではないかと。最後にご説明いただいた別冊の4ページ、5ページをお開きいただければと思うのですが、ここのところには今回の新しい制度の教育・保育の一体的提供というところで、特に5ページのところもご覧いただければ、今回の子ども・子育て環境の置かれた状況や地域の実績を踏まえ、幼児期の学校教育・保育と、わざわざ「幼児期の学校・教育」というふうな言葉を入れております。幼児期の学校教育というのは、いわゆる幼稚園教育要領にしかないものでございますが、そこの部分を、プラスここでそのほか地域の連携、研修のこともございますし、それから小学校の接続の問題も考えられておりますが、子どもプランの中の先ほどの48ページのあたりにはその部分をもう少し盛り込んで文言的に入れ込んでいただければ今回の新制度が加わって、さらに5年間ということでないかなと。

実は、文科省のほうは幼児教育の無償化を提唱しまして、26年度もうこれは幼稚園の5歳の第3子は無償になりますし、第2子は半額になりますし、いずれにしても5歳児の幼稚園教育の無償化が提唱されておりますし、教育制度改革というふうな形で幼稚園教育のあり方も考えられている時期でございますから、今回のプランは5年間ということでございますので、そういうことを少しでも幼児期の学校教育部分における充実文言をこの48ページにお加えいただければよろしいのではないかという意見、要望でございます。

以上です。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 このいわて子どもプランは、全体的にそれぞれの関係する部局が一体となって作っている部分でありまして、今のご意見は幼児期における学校教育の充実について、もう少し記載事項の厚みを増してほしいというご意見でありました。今後教育委員会ともその辺につきましては、文言整理を含めまして、内容を精査してまいりたいと考えております。特にも先ほど委員ご指摘のとおり、幼児期の、いわゆる5歳児の無償化問題等も出ているわけですが、ただこ

こで財源の問題とかさまざまな課題もありますので、そういったところも踏まえつつ、教育委員会のほうともご相談をさせていただき、幼児期における学校教育についての記載の部分は精査をさせていただきたいと思います。

- ○遠山宜哉会長 よろしゅうございますか。
- ○中村美喜子委員 ただいま幼児期における学校教育ということで、お話ありましたけれども、保育園と幼稚園の違いというのが皆さんご理解いただいているとは思うのですけれども、保育園における保育指針というのは、幼稚園における教育要領と全く同じ内容になっておりまして、その他に認定こども園の中には学校教育があって、保育園の中には学校教育がないがないがごときされておりますけれども、要領を見ますと全く同じであるということを皆さんにご理解いただければいいかなと思って、今確かにそのとおりのご意見と思って聞きながら、その部分をご理解いただきたいなと思ってお話しさせていただきました。
- ○遠山宜哉会長 今の点で何かご意見ありますか。 はい。
- ○南子ども子育て支援課総括課長 確かに委員ご指摘のとおり、幼稚園、保育園要領は基本的に同じスタイルでつくられております。そういったことも含めまして今般国のほうでは新しい幼保連携型認定こども園の中で双方の内容に比べて、言葉は悪いですが、いいとこどりのような形のものを念頭に置いた幼保連携型認定こども園というのをつくっていますので、指針におきましては幼稚園も、保育所も基本的には同じ中身のものでご意見賜ったというふうに意識しております。
- ○遠山宜哉会長 お願いします。
- ○高橋清之委員 資料の3-1の50ページの部分で、(7)の被災児童に対する支援の推進とありますけれども、これは中学生も含めた児童生徒という認識をしていたのであればその辺の文言の精査が必要かと思うし、それから、もう一点は切れ目のない子育て支援というのですか、そういう部分の高校まで含めた部分にもつながっているのだろうなと思いながら、私の中で読み取れなかったが具体的には学校教育法につながっていくのだと思いますけれども、そのあたり2点お願いいたします。○遠山宜哉会長 お願いします。
- ○南子ども子育て支援課総括課長 いわゆる児童の定義のお話だと思います。まずは、50ページの被災児童に対する支援の推進につきましては、これは就学前も就学

児も含めて18歳未満の子供を対象にした支援の内容であります。また、この計画全体の中で児童の定義というのは、基本的には児童は18歳未満ということで捉えております。

あとは、今の計画の中でもライフステージ別の施策の展開ということで去年第1回目の子ども・子育て会議を12月に開催したときに現行の子どもプランを配付しているわけですが、その中にステージ別の施策の展開ということで、乳幼児とか、小学生とか、中学、高校生とか、そういうふうな段階でお示ししたものもございますので、そういったものも活用しながら、児童の定義の部分ももう一回きちっと整理しておかないとちょっとわかりにくいなというのを感じたところでございます。そこは工夫させてください。

- ○遠山宜哉会長 そういうことを盛り込んでいただくということでございます。 ほかにございませんか。
- ○遠山宜哉会長 それでは、時間もございますので、先へ進ませていただきますが、事務局から何かございましたらお願いします。
- ○高橋子ども子育て担当課長 それでは、今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。資料ナンバー5をお開きください。座ってご説明させていただきます。

本日9月24日、子ども・子育て会議の2回目でございます。その後、11月26日に 先ほど資料3-3で行いました支援計画のほうの計画部会を開催させていただき たいと思ってございます。パブコメ案の形で市町村からの数字が入った、県として のパブコメ案の協議内容を想定してございます。これらを踏まえまして、12月の9 から12日、まだ流動的でございますけれども、今現在9日を軸に進めてございま す。12月9日を軸に子ども・子育て会議の3回目開催ということで進めていきたい と思ってございます。その間に、条例関係の子ども育成部会のほうも10月になりま したらば開催を改めてご案内させていただきます。パブリックコメントにつきまし ては、12月20日ごろから1月19日ごろ、1カ月間でございますので、このあたりに 実施したいと、併せて地域説明会を開催しまして、あと子ども・子育て会議とかパ ブリックコメントの意見、地域説明会での意見といったものを取りまとめまして2 月の上旬に第4回の子ども・子育て会議を開催させていただいて最終案協議という ふうにしたいと考えております。皆様におきましては、11月26日に計画部会への参 加をお願いいたします。1時30分を予定してございます。12月9日、現在のところ 全員集まっていただきます親会議でございます、開催についてご配慮いただきたい と思っております。

最後に、一番最後の資料でございますけれども、部会の設置についてという資料 をご覧ください。これは2月17日、昨年度の第2回の子ども・子育て会議の資料1 ということでお渡しした資料でございます。ここで部会の設置としまして計画部会 を設置するということをご報告してございます。今後の部会の設置予定ということ で育成部会をアンダーライン引いておりますが、(2)として幼保連携型認定こど も園部会、この2つの部会を予定しておることをご報告しております。このうち、育 成部会につきましては先ほどの条例関係の検討ということで設置いたしてござい ます。今後(2)の幼保連携型認定こども園部会を設置する必要が生じてまいりま す。所掌事項につきましては、アのとおり認定こども園法に基づきまして、幼保連 携型認定こども園の設置認可、事業の停止又は閉鎖命令、認可の取り消しをしよう とするための意見聴取に関することということで、委員は岩手県子ども・子育て会 議委員のうち、学識経験者、保育・教育事業者等10名程度、設置時期は26年の9月 議会で岩手県子ども・子育て会議条例を改正し、設置予定とございます。予定どお り9月議会で子ども・子育て会議のほうに認定こども園の認可等につきまして審査 する部会といったようなことで加える予定でございますので、県の9月定例議会終 了後に所掌事務に加えさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、本会議は12月に第3回を予定してございますので、その間にさまざま部会の委員を会長からご指名いただいて成立させていただいて第4回には報告といったようなことで進めさせていただきたいと思っております。ご指名を受けた委員の皆様には大変部会もたくさんございまして、ご多忙のこととは存じますけれども、ご協力方よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○遠山宜哉会長 会議が増えますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。スケジュールもご確認いただきますようお願いします。

それでは、終了時間になりましたので、最後に根子部長さんから本日の協議につきまして一言コメントお願いいたします。

○根子保健福祉部長 本日は大変ありがとうございました。さまざまなご意見を頂

戴しました。条例の部会や県民の意見の反映の話、それから里親についての県民の理解促進のこと、子どもプランの定義の話についてご意見いただきましたし、それから幼児期の学校教育についてご意見をいただきました。今回の子どもプラン、こういった計画等、非常にボリュームがあるということで、なかなか皆様方の理解が多分難しいとということで、たくさんの資料で説明させていただきましたが、それにしても説明が長過ぎて皆さんからご意見いただく時間がとれなかったということは反省しています。次回はその辺のことを踏まえて皆様方からご意見をいただく時間をとりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

- ○遠山宜哉会長 それでは、これで議事を閉じます。委員の皆様方どうもご協力ありがとうございました。
- ○高橋少子化・子育て支援担当課長 会長ありがとうございました。

5 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 本日は長時間にわたりまして、ご議論をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、平成26年度第2回岩手県子ども・子育て会議を終了させていただきます。まことにありがとうございました。